しまう。日曜日のためか、母子づれの団体が観光バス一台でどっとやってきていた。四電の原発PR映画（ナントカ博士とナントカちゃんの対話風で、原発の安全性を説くまやかし映画）を、その団体母子たちと一緒に見る。実に笑ってしまう映画なのだが、団体母子たちがまじめに見ているのをみると笑えなくなってしまった。

外へ出て裏へまわると、「反原発四国のつどい」の看板がほとんど出来あがっていた。遠来の方々が、各々団体名を書き込み、寄せ書き風に仕上がった。一見の価値ありですぞ！

看板書きと並行して、ハガキ付き風船飛ばしもやった。例の、伊方から死の灰が降ってくるかもしれないよ、ひろったら返送して下さい云々という内容のハガキ。さっきの団体母子たちが四電提供らしき弁当を食べている前でも飛ばした。ふうせんは、いつになく高く高くあがっていった。

その後、三号機まやかしヒアリング会場となった九町体育館付近を見たあと、八幡浜の某レストランで昼食をとり、解散した。

充実の二日間であった。」

「なぜ美しい浜を壊すの」

八幡浜市　一高校生

全国のお父さん、お母さん、そしておじいさん、おばあさんへ。私はあなた方のおかげで大きくなれました。そのことで、私は非常に感謝しています。しかし、私にはあなた方を理解することができません。いったい何を考えているのですか。

今、自然破壊が問題になっている時に、なぜ美しい浜をつぶそうとするのですか。なぜ危険を冒してまで原発を作ろうとするのですか。先日「原発の安全性もっとPRを」という投稿には、あきれてものも言えませんでした。PRができないのは、安全でないからでしょう。

あなた方は高度経済成長の担い手として、日本に富をもたらしました。しかし、美しい山、川、青い海、新鮮な空気。これらを、私たちから奪ったのはだれですか。あなた方が、子供に語って聞かせる古き良き時代を、子供から取り上げたのはだれですか。

あなた方は、私たちに何を残してくれるのですか。コンクリートの浜？ダイオキシンですか？放射能汚染？

有機水銀、カドミウム、六価クロム、それとも、いつ使われるかわからない最終兵器。いりません。そんなもの。

（上記の文章は、さる6月、愛媛新聞紙上の「特集：どうする環境」に寄せられた投書である。）

会計報告（'84. 9／4～10／4）

収入	
会　費	11,000
ニュース購読料	30,000
計	41,000
支出	
ニュース印刷代	25,000
振替手数料	370
郵送料	9,530
弁護団調査費	30,000
ゼロックス・リース料	14,300
計	79,200
差引	−38,200
積立金合計	1,802,055

伊方訴訟ニュース

第134号

1984年10月10日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先：〒530 大阪市北区西天満4－9－15第一神明ビル
藤田法律事務所内 ☎ 06－363－2112　口座 大阪 48780

福島原発訴訟判決の〝ウルトラC〟「TMI事故発生前の安全審査だから」

先日の福島原発行政訴訟の判決では、原告団が提起したTMI事故に関する主張に応じて、わざわざ1章を設けている。しかしその内容は、原告らの訴えをもつともだとしながら、結論ではひっくり返すという〝ウルトラC〟の演技を見せている。以下に、その内容のさわり部分（アンダーラインは引用者による）を報告しておこう。　（Q）

TMI事故と本件安全審査との関係

このことについては、以下のように、原告らの主張にももっともな点があるとして、関係を認めている。

「本件安全審査の対象となる事項は、本件原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項に限られるのであって、原子炉施設の詳細設計や運転管理に係る事項がこれに含まれるものではないから、TMI事故が本件安全審査と係りをもつには、同事故の要因が原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項に属するものであることが必要である。

しかして、前記のとおり、TMI事故は、その直接の決定的要因及び背景的要因の殆どは具体的な運転管理に係る事項に属するものと認められるが、右背景的要因の一部である制御室の設計の不備（加圧器逃し弁の開閉表示の不適切さ等）及び格納容器の隔離の不十分さ等は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項に属しないとは必ずしもいえず、したがって、TMI事故が本件安全審査と全く係りを有しないとはいえないというべきである。

BWRである本件原子炉においては、少くともTMI事故におけると全く同様の経緯（一次冷却水の沸騰による水位計の表示上の誤りという経緯）を辿っては起こり得ないということができる。しかし、このことから直ちにBWRにおいてはTMI事故でみた炉心損傷の如き事象は起こり得ないとは速断できず、TMI事故において明らかとなった人為ミス及びその背景的要因如何によっては同様の事故が起こり得ないとはいえないのであるから、BWRである本件原子炉の安全審査に関し、PWRであるTMI二号炉の事故を論拠としてその審査の違法を主張することはできないものではない。」

原告らの主張に対する判断

この項では、原告らが、TMI事故で明らかになった安全審査の欠陥として示した7項目のすべてに対し、「…としても、原告らの

主張は失当である」という調子の背負い投げを食らわせている。以下に重要な３項目について判決文を引用しておこう。

1. 設計基礎事故（引用者注：想定事故のこと）に関する主張

「原告らは、TMI事故は、いわゆる設計基礎事故（DBA）を超えた事故であり、本件安全審査を含む従前の安全審査段階では想定されていなかった異常発生過程が現に存在することを明らかにした事故であるから、右の異常発生過程を想定せずに行われた本件安全審査の信頼性には重大な疑問がある旨主張する。

確かに、TMI事故がいわゆるDBAを超えた事故かどうかについては議論のあるところであり、原子炉専門家の間にはこれを肯定する見解もあって、従来の想定事故を考え直す必要性があるとの意見もあることが認められるが、現在に至るも、従来の想定事故が明らかに誤っていたとしてそれに代る新しい想定事故の内容につき統一的な見解が生れていることを認めるに足りる証拠はないのであり、のみならず、TMI事故は、前記のとおり主として運転管理という詳細設計以降の段階にその発生原因があるのであり、未だ右事故が発生する以前である本件安全審査において、たとえDBAを想定して安全評価をしたとしても、これが合理性を欠くものではないと認められるから、原告らの右主張は失当である」

2. 単一故障指針に関する主張

「原告らは、TMI事故の発生によって、本件を含む従来の原子炉設置許可の際の安全審査において用いられている単一故障指針の妥当性に根本的な疑問が生じた旨主張する。

ところで、前記のとおり、TMI事故は、複数の機器の故障や複数の誤操作が原因となって発生した事故であるが、右証言及び甲六六号証によれば、右の複数の故障等が右にいう重要な機器の故障等といえるかそれとも詳細設計以降の機器の故障といえるかは議論のあるところであるうえ、たとえ前者に該当するとしても、その場合の安全評価の方法としては、①従来の安全評価の方法を変え、安全上重要な複数の系統が故障する場合を想定して評価する（ただし、この方法によると、現在行われている設計は成り立ち得ないことになる。）、②詳細設計以降の段階で機器の品質保証や信頼度向上の努力をはかり、安全上重要な系統が複数故障することのないようにする、③確率論的な手法に従って故障等の計算をする方法をとる、等種々の方法があって、いずれの方法が最も適切かにつき現在に至るも専門家の間で明確な合意ができている状況ではないことが認められ、そうであるとすれば、TMI事故の発生以前に、単一故障指針に基づき行われた本件安全審査の合理性が失われるものとは到底いえないから、原告らの右主張は失当である」

3. 人為ミスに関する主張

「原告らは、TMI事故を論拠として、人為ミスを計算に入れない従来の安全評価方法、すなわち、プラントを十分安全に製造すれば人為ミスがあっても大事に至らないとの考え方のもとになされた本件安全審査は安全上問題である旨主張する。

……フェイルセーフ、フールプルーフの機構が備えられるとはいっても、それは、運転員の一定レベル以上の運転管理能力が前提となってはじめてその有効性が発揮されるのであるから、運転員がより多くの誤操作をしても安全が保たれるようにとの観点からの見直しをすることは必要であるとしても、また、運転員の具体的な運転管理という詳細設計以降の段階の問題をより幅広く基本設計の段階に取り込むことの技術的可能性を検討すべきではあるとしても、そのことの故をもって、単一故障指針の考え方に基づいてなされた本件安全審査が合理性を欠くものといえないことは明らかである。」

海、陸で住民呼応して 伊方原発への燃料輸送に抗議

さる８月２５日、ウランを積んだフランスの貨物船「モン・ルイ」がベルギー沖で沈没し、核物質の海上輸送が問題となっている最中の９月１３日早朝、伊方原発に、合計８４体の燃料集合体が海上輸送された。出発地は茨木県の日立港（三菱原子燃料東海製作所）と、大阪府の堺泉北港（原子燃料工業熊取製作所）で、いずれも、高知沖ー宇和海ー瀬戸内海を径由して輸送された。

この日は、久しぶりに、三崎町の漁民９０人が早朝から原発沖に２４隻の漁船で集結、輸送船の近くを白波を立ててグルグル回りながら抗議のデモ。陸上では、住民と支援の労組員約４０人が連帯と抗議の声。燃料は警察と海上保安庁に守られて搬入され、住民らは下記の抗議文を四国電力に手渡して引上げた。

なお、この海上輸送に抗議して、大阪軍縮協などの代表が、泉北港の使用許可を取消すよう、出港前日に大阪府知事に申し入れた。

抗　議　文

去る八月二十五日、ベルギー沖で放射性物質を積んでいたフランスの貨物船がカーフェリーと衝突して沈没した。この事件は、全世界に大きなショックを与えたことは、いうまでもない。我々原発反対者ばかりではなく、推進側内部自体にも動揺の色が走ったのは隠せぬ事実である。が、放射性物質を輸送する船が沈没し周辺海域に重大な被害や影響を及ぼす事は、スリーマイル原発事故と同様、我々が起こり得ると指摘し続けてきた事である。

放射性物質を輸送する船が沈没する危険性は、前回の伊方原発核燃料搬入時の抗議でも我々が指摘しているところであるが、伊方原発核燃料搬入路である高知県沖ー宇和海ー瀬戸内海は、ベルギー沖以上に危険な海域なのである。その証拠に、今年五月十五日には、同ルートの高知県沖で、貨物船と自衛隊の潜水艦とが衝突事故を起こしている。原発核燃料の船が自衛隊の潜水艦等と衝突しないとは絶対に言えまい。ましてや、宇和海、瀬戸内海は、日本有数の漁場で、漁船がひしめき合って操業している。又、九四国、大阪九州の連絡航路になっており、衝突の危険性は高い。更に宇和海、瀬戸内海には、自衛隊の潜水艦がひんぱんに出没し、たびたび漁船と衝突しかかっていることは、八西地方の漁師が証言しているところである。

瀬戸内海に至っては、昭和五十年十二月の参議院内閣委員会で運輸省自らが、「核燃料輸送の船は、東西に向かって航行させない」との主旨の見解を示しているほどなのである。

宇和海、瀬戸内海で、ベルギー沖で起きたように、核燃料を積んだ船が沈没する事件が起きると、どうなるのか。

両海域は、放射能に汚染され死の海になるのは火を見るより明らかである。たとえ、多くの魚が残ったとしても、両海域でとれる魚

は、一匹として売れないであろう。そうなれば、漁師どころか、天プラ、カマボコ等あらゆる水産加工物迄もが売れなくなり、八西地方の経済が死に追い込まれるのは目に見えている。

しかるに、四国電力は、こうした危険な事実を知りながら、警察や、海上保安部という権力の手を借りて核燃料を強行搬入した。これは、我々八西地区住民に、原発と共に心中せよ、というのと同じで、絶対に許すことができない。同時に、強行搬入された核燃料があらゆる生命を死に追いやる原発の燃料ばかりか、ひいては核兵器の原料となることを考え合わせれば、四国電力の行為は反社会的である。依って我々は、核燃料搬入に断固反対し抗議するものである。

昭和五十九年九月十三日

伊方原発反対八西連絡協議会

四国電力株式会社

平井滋二社長　殿

日本共産党が伊方原発訴訟弁護団に謝罪

伊方弁護団の９人の弁護士が、日本共産党を相手に提起していた名誉棄損の裁判は、さる７月９日、控訴審の大阪高裁で、下記の条項を原、被告双方が受け入れ、１０年ぶりに和解し、各条項通りに実行された。

和解条項

1. 控訴人日本共産党は、中央機関誌「赤旗」昭和五九年七月一八日付西日本版一四面広告欄の上二段の左端に、別紙（一）記載の『おわび』の記事を掲載する。

2. 利害関係人有限会社愛媛民報社は、その発行にかかる『愛媛民報』の昭和五九年七月一五日付一面左端広告欄上二段に別紙（二）記載の『おわび』の記事を掲載する。

3. 控訴人日本共産党は、被控訴人らに対し、各金二〇万円と遅延損害金五万円を、昭和五九年七月一九日に限り、被控訴代理人岡田義雄の法律事務所に送金して支払う。

4. 被控訴人らの控訴人日本共産党に対するその余の請求を放棄する。

5. 利害関係人有限会社愛媛民報社は、被控訴人らに対し、各金五万円を、昭和五九年七月一九日限り、被控訴代理人岡田義雄の法律事務所に送金して支払う。

6. 被控訴人らは、控訴人元岡稔に対する訴えを取下げ、控訴人元岡はこれに同意する。

7. 訴訟費用は第一・二審とも当事者の各自負担とする。

別　紙（一）

おわび

四国電力伊方発電所原子炉設置許可処分取消行政訴訟に関し、昭和四八年八月二八日付本紙において、日本共産党愛媛県委員会原発対策委員会責任者の談話として、「今回の弁護団は反共分子やトロツキストが介入していると考えています」と報じ、同年一一月一三日付本紙「揺れる原発」欄において、右訴訟の弁護団の中に「あらゆる民主勢力のたたかいに分裂と紛争のたねを持ち込み、各地の住民運動を混乱におとしいれてきたトロツキスト」の「一味が加わっている」と述べ、及び党愛媛県委員会が「訴訟が敗北の路線を走ることになる」と警告していると報じたことは、右訴訟弁護団の社会的信用と名誉を傷つけたものであり、ここに右記事を取り消し、おわびします。

一九八四年八月一八日

伊方原発行政訴訟

弁護団弁護士

藤田　一良殿

新谷　勇人殿

浦　　功殿

熊野　勝之殿

柴田　信夫殿

菅　　充行殿

仲田　隆明殿

畑村　悦雄殿

平松　耕吾殿

別　紙（二）

おわび

一九七三年九月一三日付本紙「いのちとくらしを守る愛媛県民集会」の「四国電力伊方発電所原子炉設置許可処分取消し請求訴訟」をめぐる論議の紹介で、複数の発言を短絡的に「社会的にも犯罪者集団として信用のないトロツキスト弁護団が主要な役割を果たす裁判闘争は最初から敗北の路線を走るもの」などと記載したのは誤りであり、右訴訟弁護団の社会的信用と名誉を傷つけ、且つ義務を怠ったことに対し、右記事を取り消しおわびします。

一九八四年七月十五日

有限会社愛媛民報社

伊方原発行政訴訟

弁護団弁護士

藤田　一良殿

新谷　勇人殿

浦　　功殿

熊野　勝之殿

柴田　信夫殿

菅　　充行殿

仲田　隆明殿

畑村　悦雄殿

平松　耕吾殿

２号炉公判に始めて参加して

遠く離れた地で、伊方原発訴訟と現地の運動への支援活動を続けておられる「埼玉・伊方訴訟を支える会」から、Ｔさんが、さる６月２９日の２号炉第２０回公判に初めて参加された。その時の感想文が同会機関誌「伊方だより」に掲載されているので、その一部を以下に紹介しておこう。

「今回、はじめて二号炉裁判の傍聴をしました。一号炉裁判と違うところは、なによりも弁護人なしの本人訴訟で伊方住民が闘っているという点です。住民自らが考え、書き、製本した手づくりの準備書面で、直接国側の代理人を追求していく。裁判の形式に不慣れな住民だからこそ正味三時間の限られた時間で国側に気をゆるめるひまもあたえない緊迫した追求がなされるということを実感しました。ともすれば、専門用語で本質を見失いかねない裁判で、国側に一歩もひけをとらない伊方住民の底力にあらためて感服したしだいです。」

「反原発　四国のよりあい」

さる８月１１～１２日、「伊方原発を考える松山市民の会」の、「まあとにかく一度集まって酒でも飲もうや」との呼びかけに応じて四国各地の反原発・反公害運動体から約４０名の人たちが八幡浜市に集まり、表記の集会が開かれた。

一日目は映画「海盗り」の上映に始まり、伊方現地はじめ各地からの報告のあと、夜おそくまで交流の話し合いが続けられた。二日目には参加者全員が対伊方原発行動に参加し正午すぎ、再会を約して解散。

以下の文章は、「松山市民の会」の機関紙「原発とゲンコツ」に掲載された「宇摩せっけんの会」の石川さんの伊方原発訪問記である。

「八月十二日（日）は、いい天気だった。おにぎり、みそ汁、漬物（みんなとても美味かった）をいただいた後、午前九時頃、伊方へ向って出発。途中で車を停め、伊方の町並みをながめた。初めて見る遠来の人たちも、立派なコンクリートの建物が多いのに驚いていた。それから、伊方原発へ。

かって、初めて伊方原発をまのあたりにした時は、のどかな青い海と暖かいみかん畑の中に、異様な冷たい白い建物がドーンとあったので、ギョッとし、同時に心がキュッといたんだのだった。遠来の人たちが撮影しおわった後、ゲートへひやかしに行ったが、やはり中へは入れてくれなかった。で、ビジターハウスへ行く。もう四度目なのだが、ハウス内のよくできたおもちゃの原発には感心して